

グッピー保育園 平成30年度(2018年度) 保育の内容に関する全体的な計画

平成30年4月1日現在

<b>事業の目的</b>		乳幼児期の健全育成を図るために教育・保育を行い、保育所保育指針に掲げる目標が達成されるよう教育・保育を行うことを目的とする。		<b>保育理念(事業運営方針)</b>	<b>熱帯魚グッピーのように子ども達が変動する社会、環境に適応して生きていけるたくましい力を育む</b>				
<b>保育方針</b>		乳幼児の最善の利益を考慮し、倫理観に裏付けられた専門的知識及び技術を備えた上で、保育に携わり、家庭及び地域と連携・協働しながら健全育成を図る。		<b>園の保育目標</b>	・心身共に健康な子ども ・友達を大切にし、協力できる子ども ・意思表示できる子ども ・自然や命の尊さを知り、大切にすること				
<b>子どもの保育目標</b> (保育目標・保育の内容とも年間指導計画の基礎事項・年間指導計画・行事のねらいは別紙)		乳児	・保健的で安全な環境のなかで、心身共に健康ですごせるようにする。 ・甘えや要求と十分に受け止め、保育者との信頼関係を築きながら情緒の安定を図る。 ・個人差に配慮し、離乳の完成や歩行、言葉の発達を助ける。 ・聞き、見る、触れるなどの経験を通して、身の周りに対する興味や好奇心の芽生えを育む	3歳児	・基本的な生活習慣を身につけ、自信をもって主体的に園生活やあそびに取り組む。 ・保育者や友達と親しみ、一緒に遊ぶことを楽しみながら人との関わりを深める。 ・遊びを通して生活経験を広げ、想像の芽生えを育てる。 ・戸外での遊びを十分行い、体を動かす楽しさを味わう。				
		1歳児	・保健的で安全な環境のなかで、1人1人の子どもの欲求を十分受け止め、生命の保持と情緒の安定を図る。 ・保育士との応答的な関わりの中で、自分の気持ちや欲求を安心してあらわせるようにする。 ・安全な環境の中で、全身を使ったあそびや探索活動を十分に行い、歩行の完成を図る。 ・保育士のはなしかけにより、言葉の理解や発語への意欲を育てながら、友達への関心を育てる。 ・食事、排せつ、着脱等の経験を通して、自分でしようとする気持ちを育てる。	4歳児	・自分でできることがわかり見通しをもって生活しようとする。 ・全身を動かして遊ぶ楽しさを味わい、友達や保育者との関わりを深める。 ・友達との関わり合いの中で、自分の思いや意見を言い、相手の思いをわかろうとする。 ・身近な自然や動植物に関心を持って接し、親しむ。 ・イメージを広げ、感じたことを表現する。				
		2歳児	・1人1人の子どもの欲求を満たし、情緒の安定を図る。 ・保育者や友達と親しみ一緒に遊ぶことを楽しみながら人との関わりを深めていく。 ・遊びを通して生活経験を広げ創造の芽生えを育てる		<b>保育時間など</b> 2・3号認定/基本保育時間 標準認定7:00~18:00 短時間認定9:00~17:00 延長保育時間 標準認定18:00~18:30 短時間認定 7:00~9:00 17:00~18:00 休園:祝祭日、年末年始、慰霊の日(6月23日)				
<b>保育所保育に関する基本原則/役割目標</b>		<b>保育の方法/環境</b>	<b>保育所の社会的責任</b>	<b>養護に関する基本事項</b>	<b>保育の計画と評価</b>	<b>幼児教育を行う施設として共有すべき事項</b>			
児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図る。保育に関する専門性を有する職員が、養護及び教育を一体的に行う。保護者支援及び地域の子育て支援等を行う。		健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、一人一人の発達過程に応じ、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育する。保護者を理解し適切に援助する。	人権に配慮する。子どもの人格を尊重し保育を行う。地域社会との交流や連携を図り、保育の内容を適切に説明する。個人情報等を適切に取り扱う。保護者の苦情解決を図るよう努める。	養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり。保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行う。養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育を展開する。	保育の目標を達成するため、方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえた保育の内容が組織的・計画的に構成され総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成する。これに基づき指導計画、保健計画、食育計画等を作成する。保育士等の自己評価、保育所の自己評価を行い、公表し、保育内容の改善を図る。	生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、保育の目標を踏まえ、資質・能力の3本の柱を一体的に育むよう努める。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、ねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際にも考慮する。	◎小学校との連携(接続)		
<b>保育の目標</b>		ア 子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。 (ア) 生命の保持及び情緒の安定を図る (イ) 心身の健康の基礎を培う (ウ) 愛情と信頼感、人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う (エ) 生命、自然及び社会への興味や関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う (オ) 言葉への興味や関心を育て、言葉の豊かさを養う (カ) 豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う		イ 入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たる。					
<b>養護</b> (保育士が行う事項)		年齢	乳児	1歳児(満1歳より)	2歳児	3歳児	4歳児		
		生命の保持	●生理的欲求の充実に努める	●生活リズムの形成を促す	●適度な運動と休息の充足	●健康的な生活習慣の形成	●運動と休息のバランスと調和を図る		
		情緒の安定	●応答的な触れ合い ●情緒的な絆の形成	●温かなやり取りによる心の安定	●自我の育ちへの受容と共感	●主体性の育成	●自己肯定感の確立と他者の受容		
◎ねらい及び内容並びに配慮事項(養護と教育は一体となって展開されることに留意)									
<b>教育</b> (園児が環境に関わって経験する事項) ※乳児は3つの視点、幼児は5つの領域で区分されている。(基本的事項を十分に参照)  ※指針では乳児と満1歳に区分されているので、満1歳を迎えた場合は1歳児の5領域を参照。  ※子どもの発達や成長の援助をねらった活動の時間については、意識的に保育の計画等に位置付けて、実施する。なお、活動の時間については、保護者の就業状況等にに応じて子どもが保育所で過ごす時間がそれぞれ異なることに留意して設定する。		(乳児) 3つの視点	乳児	(満1-3歳未満児) 5領域	1歳児(満1歳より)	2歳児	(3-5歳児) 5領域	3歳児	4歳児
		健やかに伸び伸びと育つ	●身体機能の発達 ●食事睡眠等の生活のリズム感覚の芽生え	健康	●歩行の確立による行動範囲の拡大	●排泄の確立 ●運動、指先の機能の発達	健康	●意欲的な活動 ●基本的な生活習慣の確立	●健康への関心 ●体全体の協応運動
		身近な人と気持ちが通じ合う	●特定の大人との深い関わりによる愛情心の形成 ●喃語の育みと応答による言葉の芽生え	人間関係	●周囲の人への興味、関心の広がりが	●自己主張の表出 ●友達との関わりが増大	人間関係	●道徳性の芽生えと並行遊びの充実	●仲間との深いつながり
		身近なものに関わり感性が育つ	●身近なものに関わり感性が育つ ●身体の諸感覚認識による表現	環境	●好奇心を高める	●自然事象への積極的な関わり	環境	●身近な環境への積極的な関わり	●社会事象への関心の高まり
			言葉	●言葉の獲得 ●話しはじめ	●言葉のやり取りの楽しさ	言葉	●言葉の美しさ、楽しさへの気付き ●生活の中での必要な言葉の理解と使用	●伝える力、聞く力の獲得	
			表現	●いろいろな素材を楽しむ	●象徴機能の発達とイメージの膨らみ	表現	●自由な表現と豊かな感性の育ち	●豊かな感性による表現	
<b>★健康支援/状態把握・増進・疾病対応</b>		<b>★食育の推進(食育計画別紙)</b>		<b>★環境及び衛生管理並びに安全管理(危機管理計画別紙)</b>		<b>★災害への備え(避難計画等別紙)</b>		<b>◆子育て支援(子育て支援計画別紙)</b>	
●健康及び発達状態の定期的、継続的な把握 ●年2回の嘔吐医による健康診断(内科・歯科) ●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応 ●年間保健指導計画(年齢別参照) ●年1回職員健康診断及び毎月の検便(調理員・調乳担当者) ●嘔吐医園内点検		給食及び菜園活動などをおとしての食育を実施し、栄養、調理管理をする ・栄養士に依頼し、月1回栄養士、園長、調理員で献立を調整し作成する。 ・献立会議を栄養士と園長で年3回実施する。 ・調理員の研修を年5回栄養士に実施してもらい、園児の食生活を豊かにする。 ・毎月1回調理体験をする。 ・菜園づくり及びクッキングなどを子ども達とする。		●施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒等、安全管理及び自主点検 ●子ども及び職員の清潔保持 ●感染予防対策指針の作成と実施及び保護者との情報共有 ●インフルエンザ対応 ●ひやりはつと報告を記載し、分析した上でインシデント、事故防止につなげる ●警察署指導安全教室		●避難訓練(火災、地震、津波)の実施(毎月) ●消防署視察 ●消火訓練の実施 ●被災時における対応と備蓄 ※年2回外部業者による消防設備点検		子どもを中心に保育者と保護者が協力して子どもの発達過程を見守られるように働きかける。 (1) 保育への理解と協力の促進 ・父母の会、クラス懇談会、個人面談、家庭訪問、保育参加、園の行事等とおして理解を深める。 (2) 保護者と共に学習会、講演会など企画実施し、子どもへの理解を深める (3) 子育て支援などの特別保育事業に対する理解と協力 ・地域のニーズに合わせて、相談、子育て支援を実施する	
<b>情報公開等</b>		●虐待確認保護 ●個人情報保護 ●苦情処理対応及び第三者委員 ●栄養士等の専門者の配置 ●適正な園運営のための会計事務所による外部監査 ●ホームページの開設 ●給食試食会		<b>特色ある教育と保育</b>		児童の心身を豊かに育てるために外部講師などによるプログラムを実施する。沖縄伝統文化継承プログラム・異文化体験プログラム ・英語であそぼう・空手指導・日本文化体験プログラム(お花・お茶)アートセラピー・紙芝居・読み聞かせ・体操			
<b>地域の状況に対応した保育事業と行事への参加</b>		・隣小学校、隣こども園、近隣の保育施設との連携 ・曙街づくり協議会との連携 ・沖縄伝統空手を地域の方々にも広げる ・地域の青少年協の行事に参加 ・世代間交流の促進 ・保育実習生、就労体験学生を受け入れ、次世代育成を図る		<b>研修計画</b>		●保育指針対応の園外・園内研修の継続 ●園外研修への計画的な参加(県外研修、乳児保育研修、地域子育て支援研修等含む) ●処遇改善に伴うキャリアアップ研修			
<b>自己評価等</b>		●保護者による保育園の評価 ●保育士等の評価 ●自己チェックリストの実施と危機管理マニュアルの作成、習得		保育所保育指針の各章とマークの対応 第1章=■ 第2章=◎ 第3章=★ 第4章=◆ 第5章=△					